



島根県報

平成18年 3月31日 (金)
号外 第 32 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則

(会 計 課)

公布された条例等のあらまし

島根県会計規則の一部を改正する規則 (島根県規則第30号)

1 規則の概要

- (1) 組織の改編に伴う規定の整理 (第 2 条・第11条・第12条・第13条・別表第 1 関係)
- (2) 遅延賠償金に係る算定割合を改正することとした。(第71条関係)
- (3) 県営住宅に係る払込書の様式を定めることとした。(様式第42号の 4 関係)
- (4) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年 4月 1日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第30号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「平成15年島根県規則第30号) 第16条第 1 項」を「平成18年島根県規則第17号) 第12条第 1 項」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

- (2) 地方機関 島根県行政組織規則第17条に規定する地方機関 (家畜保健衛生所を除く。)、県民センター各事務所、農林振興センター各事務所、東部農林振興センター中海干拓営農部、農林振興センター家畜衛生部、東部農林振興センター松江農業普及部安来支所、西部農林振興センター県央事務所農業普及部大田支所、畜産技術センター育種改良部 (繁殖技術グループを除く。)、水産技術センター内水面浅海部、水産技術センター栽培漁業部、教育事務所、埋蔵文化財調査センター、島根県教育庁等組織規則第15条に規定する教育機関、県立の高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び警察署をいう。

第11条第 1 項中「及び部局」を「、部局」に改め、「同じ。）」の次に「及び西部県民センター県央事務所川本駐在グループ」を加え、同条第 4 項中「及び総務事務所」を「、県民センター、県民センター各事務所及び西部県民センター県央事務所川本駐在グループ (以下「県民センター等」という。))」に改める。

第12条第 3 項中「総務事務所に」を「県民センター等に」に、「支庁総務局及び総務事務所」を「支庁県民局及び県民センター等」に改める。

第13条第4項中「総務事務所」を「県民センター等」に改める。

第27条第2項中「第22条第2項」を「第22条第3項」に改める。

第31条の2第1項中「又はその2」を「、その2又はその4」に改める。

第71条第1項中「年3.6パーセント」を「年3.4パーセント」に改める。

第86条の2中「課」を「課等」に改める。

別表第1 松江総務事務所の項から益田総務事務所の項までを次のように改める。

東部県民センター	心と体の相談センター 東部農林振興センター 松江水産事務所 松江県土整備事務所 高規格道路事務所 松江教育事務所 生涯学習推進センター 西部生涯学習推進センター
東部県民センター雲南事務所	東部福祉事務所 雲南保健所 東部農林振興センター雲南事務所 雲南県土整備事務所
東部県民センター出雲事務所	東部農林振興センター出雲事務所 出雲県土整備事務所 出雲教育事務所
西部県民センター	西部福祉事務所 浜田保健所 西部農林振興センター 浜田水産事務所 浜田県土整備事務所 浜田教育事務所
西部県民センター県央事務所 (川本駐在グループ)	西部農林振興センター県央事務所 県央県土整備事務所
西部県民センター益田事務所	益田保健所 西部農林振興センター益田事務所 益田県土整備事務所 益田教育事務所

別表第1に次のように加える。

益田翔陽高等学校	益田産業高等学校
----------	----------

様式目次中「その3 (第72条) 払込書」を「その3 (第72条) 払込書
その4 (第72条) 払込書」に改める。

様式第8号その1の裏面及び様式第11号の裏面中「島根県信用漁業協同組合連合会」を「JFしまね漁業協同組合」に改める。

様式第11号の2中「公務集中課保管」を「指定金融機関保管」に改める。

様式第24号の2の裏面中「島根県信用漁業協同組合連合会」を「JFしまね漁業協同組合」に改める。

様式第42号その1の裏面及び同様式その2の裏面中「島根県信用漁業協同組合連合会」を「JFしまね漁業協同組合」に改め、同様式その3の次に次の1様式を加える。

様式第42号その4 (第72条関係)

OCR (島根県保管)

口座番号	島根県指定金融機関株式会社 山陰合同銀行
加入者	

領収済通知書
(既調定払込)

注意
10
り曲げた紙を汚したり、折
しなかったり、ピンで止めたり
しないでください。

所属	
払込人	

年度	通知 番号	科目	項目			細節
			款	目	節	
会計						
金額						円
払込 年月日						年 月 日

上記のとおり領収しましたので、通知します。
島根県指定金融機関

島根県出納長 様

領収日付印

(受付局・指定金融機関等保管)

口座番号	島根県指定金融機関株式会社 山陰合同銀行
加入者	

納付書
(既調定払込)

所属	
払込人	

年度	通知 番号	科目	項目			細節
			款	目	節	
会計						
金額						円
払込 年月日						年 月 日

上記のとおり払込みます。

領収日付印

(納入義務者保管)

口座番号	島根県指定金融機関株式会社 山陰合同銀行
加入者	

払込書兼領収書
(既調定払込)

所属	
払込人	

年度	通知 番号	科目	項目			細節
			款	目	節	
会計						
金額						円
払込 年月日						年 月 日

上記のとおり払込みます。

領収日付印

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県会計規則第71条の規定は、平成18年4月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。